

2021年5月28日

消費者契約法第31条に基づく調査報告書

調査委嘱者

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎 殿

調査実施者

織田 亨 二



1 調査の方法

当職は、消費者契約法第31条第2項に基づき、調査委嘱者の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2020年度(2020年1月1日から2021年3月31日まで。)の業務の遂行状況を調査し、次のとおり意見を表明します。

調査は、2021年5月28日午後1時から午後2時まで、調査委嘱者の事務所にて調査委嘱者の理事・事務局長野澤厚美氏、事務局伊藤英樹氏、理事伊藤陽児氏より差止請求関係業務についての説明を受け、帳簿等その他の書類確認とその保管状況の確認を行いました。

以下、法とは消費者契約法、規則とは消費者契約法施行規則を指します。

2 法第30条(帳簿書類の作成及び保存)関連。

(1) 規則第21条第1項第1号

差止請求権の行使に関し、事業者等との交渉の経過を記録したもの

それぞれ事案毎に適正に作成・保管されています。

(2) 規則第21条第1項第2号

差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要および結果を記録したもの

2011年度に提起した学校法人モード学園に対する差止請求訴訟(2012年12月21日名古屋地裁判決、2013年9月13日和解成立)、2018年に提起した宗教法人薬師寺に対する差止請求訴訟(2019年3月12日請求認諾により終了)の訴訟記録は適正に作成・保管されています。

また、現在係属中の下記の差止請求訴訟の訴訟記録も適正に作成・保管されていることを確認しました。

①被告株式会社メディアハーツ 2018年1月19日名古屋地裁提訴、2019年12月26日判決(請求棄却)、2020年1月8日名古屋高裁控訴提起

(3) 規則第 21 条第 1 項第 3 号

消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの

受付簿等により、全体の概要をまとめたものが作成されています。
事案毎に概要の記録が作成され、また情報の入手経路毎にまとめて保管されています。

(4) 規則第 21 条第 1 項第 4 号

差止請求情報提供業務の概要を記録したもの

それぞれ提供案件毎に適正に作成・保管されています。

(5) 規則第 21 条第 1 項第 5 号

規則同条同項第 1 号から第 4 号の帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

それぞれ事案毎に適正に作成・保管されています。

(6) 規則第 21 条第 1 項第 6 号

理事会議事録(理事会の持ち回り議決の議事録を含む) ならびに法第 13 条第 3 項第 5 号の検討を行う部門における検討の経過および結果等を記録したもの

それぞれ適正に作成され、議事録はそれぞれ理事会(理事会の持ち回り議決を含む)毎に、法第 13 条第 3 項第 5 号の検討を行う部門(検討委員会)における検討の経過および結果等を記録したものが開催毎に日付順に、適正に保管されています。

また、それぞれの事案毎に以下の点を確認しました。

- ① 「差止請求関係業務の執行に関する重要な事項の決定」(法第 23 条第 4 項各号に規定する行為【規則第 17 条第 15 号に規定する行為を除く】を相手方である事業者等または裁判所等に対し行うかどうかの決定)は、すべて理事会(理事会の持ち回り議決を含む)の議決を経ていること
- ② 差止請求の要否とその内容ならびに対処方針の起案については、検討委員会において、法第 13 条第 3 項第 5 号イ及びロに掲げる者双方(以下「専門委員」という。)が必ず関与し、意見を述べていること
- ③ 差止請求の結果についての情報提供の内容と方法の起案に当たって、理事会もしくは検討委員会において、専門委員が必ず関与し、意見を述べていること
- ④ 差止請求の結果についての情報提供の内容と方法については、理事会(理事会の持ち回り議決を含む)または常任理事会の議決を経ていること

(7) 規則第 21 条第 1 項第 7 号

会計簿

2020 年度決算書、2020 年度元帳(総勘定元帳、合計残高試算表、精算表)、2020 年度伝票控え、2020 年度証憑および 2020 年度請求書控えは、それぞれ表題毎に分類され、適正に作成・保管されています。

(8) 規則第 21 条第 1 項第 8 号

会費、寄付金その他これらに類するもの(以下本号及び第 25 条第 1 号において「会費等」という。)について、その納入、寄附その他これらに類するもの(以下本号及び第 25 条第 1 号イ(3)及び(4)において「納入等」という。)をした者の氏名、住所及び職業(納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類)並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定(第 25 条第 1 号イ(2)において「会費等関係規定」という。)を記録したもの

資料はそれぞれ適正に作成、保管されています。

(9) 規則第 21 条第 1 項第 9 号

法第 28 条第 1 項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの

2020 年度は、当該の財産上の利益の受領はなく、作成書類はありません。

3 法第 16 条第 2 項(適格消費者団体である旨の事務所での掲示)

掲示看板は事務所入口に、わかりやすく表示されています。

4 法第 18 条(変更の届出)

2020 年度における変更の届出は、作成・保管されています。

5 法第 23 条第 3 項(適格消費者団体間の連携)

適格消費者団体連絡協議会の資料等、他の適格消費者団体に情報提供した書類等を閲覧し、差止請求関係業務に関し、他の適格消費者団体と適切な連携をはかっていることを確認しました。

6 法第 23 条第 4 項(内閣総理大臣への報告義務)

それぞれ事案毎に適正に通知・報告がなされています。

7 法第 27 条(判決等に関する情報の提供)

ホームページ上に「活動報告」「申入活動」として、事案毎に掲載され、情報の提供は事案内容に応じ、適切に行われています。

なお、本年度に実施したホームページの大幅改訂により、より消費者に分かりやす

く情報提供されるようになっていきます。

8 法第 28 条(財産上の利益の受領の禁止等)

2020 年度は、当該の財産上の利益の受領がないことを確認しました。

9 法第 31 条(財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等)

- ・ 定款
- ・ 業務規定
- ・ 役職員等名簿
- ・ 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別を記載した書類
- ・ 財務諸表等
- ・ 収入の明細その他の資金に関する事項、寄付金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
- ・ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
- ・ 法 31 条 2 項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

上記の書類はそれぞれに書類毎に分類され、適正に作成・保管されています。

10 その他

登記事項証明書は、登記事項毎に、適正に登記されています。

11 調査の結果

以上のとおり、法的に定められた書類は、適正に作成・保管されています。

また、業務に関し法的に定められた事項についても、適正に運営、処理されていることを認めます。

2020 年度は、新型コロナウイルス禍で様々な活動の制約がある中でも、オンラインでの会議開催等の対応により大きな支障なく活動を継続し、ホームページ等による情報発信の充実や愛知県から受託した消費生活相談員キャリアアップ研修事業による消費生活相談員や消費者行政職員等に対する認知度の上昇等の影響もあつて、これまで以上に消費者からの情報提供と事業者への申入れ件数も増加し、活発な活動がなされていることが確認できました。

また、多くの委託事業の受託により財政基盤の充実が進んだ一方で、継続的な活動の基盤である会員数の減少がみられますので、委託事業に頼ることなく、積極的な会員の維持・増加と寄付金募集活動等の取組みを充実させてください。

なお、本年度の申告により過去の事業収入についての申告漏れを指摘されていることは厳に受け止めていただき、適正な税務処理がなされるよう体制の見直しを図ってください。

以上